

舞多聞地域福祉センター利用規程細則

(目的)

第1条

この細則は、舞多聞地域福祉センター（以下「センター」という。）利用規程に定めるもののほか、センターの利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用の承認)

第2条

センターの利用にあたっては事前に協議会の承認を得て登録団体とならなければならない。センターの利用承認は申し込み受け付け順とする。

(利用申込の期日)

第3条

センターの利用申し込みは、利用しようとする日の2ヶ月前の同日から受け付ける。
(2ヶ月前の同日が月末で該当日のない場合は翌月初日からとする)市・区の行事および舞多聞ふれあいのまちづくり協議会（以下「協議会」という）とその構成団体および協力団体の利用については2ヶ月前でも受付することができる。

(利用承認の取消)

第4条

センターの利用承認後でも、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用承認を取り消すことがある。場合により登録団体の資格を取り消すことがある。

- (1) 冠婚葬祭等個人的な利用
- (2) 営利目的の利用
- (3) 宗教活動又は政治活動のための利用
- (4) 公益を害し又は風俗を乱すおそれのある利用
- (5) 建物又は附属物をき損するおそれのある利用
- (6) 工事等により施設が利用由来なくなった場合
- (7) 災害等により避難所として利用する場合
- (8) 協議会主催の行事を行う場合
- (9) 前各号に掲げるもののほか、その利用が不相当と認めた場合

(運営協力金の返還)

第5条

前条の各号のいずれかに該当し承認の取消を行った場合及び利用日に利用がなかった場合は、納入済の運営協力金全額を返還する。ただし、利用しない旨を前日までに申出がないときは、当日の利用がなかった場合においても、納入済みの運営協力金は返還しない。

(利用料金)

第6条

運営協力金は、以下の運営協力金表に定める金額とする。

運営協力金表

利用者区分	室名	時間	
		午前 (9:00~12:50)	午後 (13:00~16:50)
構成団体および 協力団体	洋室1	1000円	1000円
	洋室2	1000円	1000円
	洋室全室	2000円	2000円
	調理コーナー	1500円	1500円
	地域活動コーナー南	1000円	1000円
	地域活動コーナー北	1000円	1000円
	地域活動コーナー全室	2000円	2000円
その他団体	洋室1	3000円	3000円
	洋室2	3000円	3000円
	洋室全室	6000円	6000円
	調理コーナー	4500円	4500円
	地域活動コーナー南	3000円	3000円
	地域活動コーナー北	3000円	3000円
	地域活動コーナー全室	6000円	6000円

(注) 使用する光熱水費は上記料金に含むものとする。

(利用料金の免除)

第7条

センターの利用にあたって、次の各号いずれかに該当するときは、運営協力金を免除する。

- (1) 市及び区の行事に利用する場合
- (2) 協議会主催の会議及び行事に利用する場合
- (3) その他協議会が免除を認めた場合

(その他)

この細則は、必要に応じ役員会の過半数の同意により、改正することができるものとする。ただし、改正した内容及びその理由を次の総会で報告し、承認を得なければならない。

附則

この細則は、令和2年5月31日から施行する。